

先端設備導入計画に基づき取得した設備等の課税標準の特例について

先端設備導入計画に基づき取得した設備等について、一定の要件を満たしたうえで届出をされた場合には地方税法附則第64条に規定する固定資産税の課税標準の特例措置を講じます。

※ 令和3年6月16日をもって生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備導入制度は中小企業等経営強化法に移管されましたが、従前の生産性向上特別措置法の規定による先端設備導入計画に基づき取得した設備等についても同様に特例措置が受けられます。

※ 先端設備等導入計画については【三原市ホームページ】・【中小企業庁ホームページ】をご覧ください。

1 特例措置の内容

課税標準額を取得年の翌年度から3年間ゼロとする。

2 対象者及び対象設備等の要件

対 象 者	以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法に規定する中小企業者又は中小事業者）				
	(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人 (3) 常時使用する従業員が1,000人以下の個人 ※ 次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても対象となりません。 ① 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人 ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人 ※ 先端設備等導入計画の認定を受けることができる「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。				
対象設備等		資産の種類	取得価額	販売開始時期	備 考
	①	機械及び装置	160万円以上	10年以内	
	②	測定工具及び検査器具	30万円以上	5年以内	
	③	器具及び備品	30万円以上	6年以内	
	④	建物附属設備	60万円以上	14年以内	償却資産として課税されるものに限る
	⑤	構 築 物	120万円以上	14年以内	
	⑥	事業用家屋	120万円以上	—	取得価額の合計額が300万円以上の①～⑤の先端設備等とともに導入されたもの
・生産、販売活動等に直接使用するもの ・中古資産でないもの ・生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの（上記⑥を除く。）					
取 得 日	当該設備に係る、先端設備等導入計画の認定の日から令和5年3月31日までの間に、当該設備を取得していること。				

4 添付書類

当該設備又は事業用家屋を取得した翌年に提出する償却資産申告書・種類別明細書と併せて、当該設備又は事業用家屋に係る次の書類を提出してください。

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写し)
(申請時に提出した先端設備導入計画の写しを含む。)
- (2) 先端設備導入計画に係る認定書(写し)
- (3) 「生産性工事特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書(工業会等による証明書)」(写し)

※ 申告資産に事業用家屋が含まれる場合は、上記に加えて以下の書類も提出してください。

- (4) 「中小企業等経営強化法に係る固定資産税の課税標準の特例適用申請書」
- (5) 特例対象家屋の事業割合がわかる書類(所得税青色申告決算書, 収支内訳書等)

※ リース会社が申告する場合は、上記に加えて以下の書類も提出してください。

- (6) 「リース契約見積書」(写し)
- (7) 「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書」(写し)

償却資産申告書への記載例

年度				種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名		枚のうち		
数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※ 課税標準の特例		※ 課税標準額	増加事由	摘要
	年号	年	月					率	コード			
1	R	3	8	5,000,000	10			ゼロ			1・2 3・4	附則64
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	

第二十六号様式別表一

※ 種類別明細書の該当する資産の摘要欄に「附則64」と記載してください。

お問合せ先

三原市財務部資産税課償却資産係

tel. 0848-67-6039

mail shisanzei@city.mihara.hiroshima.jp